

香芝市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年1月26日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中村 良路

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

総務部（財務局納税促進課）

第4 監査の実施期間

令和3年11月24日から令和3年12月24日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 市民税等の滞納に係る差し押えを実施した場合に差し押さえられる動産について、その差し押さえから処分までは、地方税法の規定に基づき、担当職員により

直接実施されている。その手続きにあたって、適正に実施するためのマニュアルを作成し、運用されていたが、差し押さえた動産の保管方法に関しては、当マニュアルではあまり触れられていなかった。

差し押さえた動産を保管中に損傷させてしまった場合、損害賠償が発生する可能性もあることから、保管方法についてもマニュアルに追記するなどして、差し押さえに係る手続きに瑕疵が生じないように努められたい。